

産技法等の改正(案)について

平成19年1月
産業技術環境局

イノベーション・スーパーハイウェイ構想の課題と検討状況

課題

当面の取組

今後の検討

1. 双方向の流れをつくる
ヒト、モノ、カネ、チエ、ワザが双方向で流れる視野の広い仕組みをつくる

【法律改正案】
・「技術経営力」の強化に関して、基本理念、事業者の責務等に規定を追加
・大学の特許料減免対象の拡大

【運用・予算措置】
・科学に遡って技術課題を解決する研究開発プロジェクト
・産学双方向マッチングファンド(イノベーション実用化補助金)

2. 出口につなげる
研究成果を実用化、市場化に結実することを促進する

・ソフトウェア・バイ・ドール規定の追加
(「産活法」技術活用事業革新計画)

・イノベーション実用化補助金
・国際標準化戦略目標の策定
・イノベーション促進のための特許審査改革プラン
・研究開発マネジメントの効率化

3. 知識の合流・融合を進める
多種多様な科学・技術・事業を結び付ける

(「産活法」経営資源融合計画)

・異分野融合研究開発プロジェクト
・インテリクチャルカフェの奨励
・異分野融合型ロードマッピング

4. 流れをスムーズにし、スピードを加速する
柔軟な連携と制度改革により、目詰まりをなくしスムーズな流れをつくる

・経済産業省の研究開発に係る委託契約手続の明確化
・平成19年度予算において、NEDOの一般会計予算キャップの除去

5. 主体性・自主性を持って進める
NEDO、産総研は、円滑な流れを促進する触媒的機能、技術支援・人材育成・資金助成機能を果たす

・NEDOに技術経営力の強化に関する助言業務の追加
・産総研に技術経営力の強化に関する人材育成業務の追加

・世界のイノベーションセンターという目標の共有
・学会における技術ロードマップの策定支援
・技術戦略マップのローリング

産技分科会における検討
(具体的課題の抽出と対応策)

新たな制度改正
新たな運用・予算的措置

関係省庁横断の連携が必要な制度改革等については、「イノベーション25戦略会議」、「総合科学技術会議」にインプット

産業技術力強化法等の改正(案)について

現行

改正

産業技術力強化法

<平成12年制定>

産業技術力の強化に関して以下を規定

- ・基本理念(技術の改良から創造性のある研究開発へ)
- ・国、地方公共団体、大学及び事業者の責務
- ・施策の基本事項(研究開発資金の重点化、連携の強化等)
- ・支援措置(大学等に対する特許料等の減免措置等)

産業活力再生特別措置法

<平成11年制定>

- ・日本版バイ・ドール規定
- ・承認TLOに対する特許料等の減免

NEDO法(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法)

<平成14年制定>

産総研法(独立行政法人産業技術総合研究所法)

<平成11年制定>

産業技術力強化法の改正

技術経営力の強化(研究と新たな価値創造の双方向の流れの円滑化)

「技術経営力」の強化について、基本理念、国の責務、事業者の責務、国の基本施策に所要の規定を追加

技術経営力とは、技術に関する研究開発の成果を経営において他の経営資源と組み合わせて有効に活用するとともに、将来の事業内容を展望して研究開発を計画的に展開する能力をいう。

国や大学の研究開発の成果の産業への移転の促進

大学の特許料等の減免(アカデミック・ディスカウント)の対象の拡大

・ポストク等が含まれる場合の追加

・TLOから大学へ権利を戻す場合の追加

国等の委託する研究開発に係る知的財産権の取扱いを定めた日本版バイ・ドール規定に、請負に係るソフトウェア開発を追加し、産活法から移管

産業活力再生特別措置法の改正

- ・「技術活用事業革新計画」、「経営資源融合計画」の創設

NEDO法、産総研法の改正

技術経営力の強化に関する業務の追加

NEDOの業務に技術経営力の強化に関する助言の追加

産総研の業務に技術経営力の強化に寄与する人材育成の追加

産業技術力とは、産業活動において利用される技術に関する研究開発を行う能力及びその成果の企業化を行う能力をいう。

技術経営力の強化について

1. 基本理念への規定の追加

我が国におけるイノベーションの連続的な創出を促進するためには、研究開発の成果を効率的かつ効果的に経済的価値の創造につなげることが重要である。

このような観点から、事業者が研究開発を行うに当たり、以下の事項が重要である旨を基本理念に規定する。

自らの競争力の現状や技術革新の動向を的確に把握すること

将来の事業活動の在り方を展望すること

現在の事業分野にかかわらず広く知見を探究し、これにより得られた知識を融合して活用すること

この基本理念は、「イノベーション・スーパーハイウェイ構想」の概念を明確化するもの。

2. 技術経営力に関する法改正の具体的内容

産技法に、

- ・「技術経営力」を定義

技術経営力とは、技術に関する研究開発の成果を経営において他の経営資源と組み合わせて有効に活用するとともに、将来の事業内容を展望して研究開発を計画的に展開する能力をいう。

- ・基本理念に、技術経営力の強化の観点から、上記1.の内容を追加
- ・国の責務、事業者の責務に技術経営力の強化の促進等を明示
- ・国の基本施策に技術経営力の強化の促進のために講ずべき施策を明示

NEDO及び産総研の業務に、技術経営力の強化に関連する業務(それぞれ助言及び人材育成)を追加

産業技術力強化法の概要と改正事項について

1. 定義(第2条)

「産業技術力」とは、産業活動において利用される技術に関する研究開発を行う能力及びその成果の企業化を行う能力をいう。

← 「技術経営力」の追加

2. 基本理念(第3条)

産業技術力の強化は、技術の改良に係る産業技術の水準の維持及び向上を図りつつ、国、地方公共団体、大学及び事業者の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究及び開発を行うとともに、その成果の企業化を行う能力を強化することを基本とする。

← 技術経営力の強化に当たっての重要事項の追加

3. 国の責務(第4条)

国は、基本理念にのっとり、総合的な政策を策定・実施する。
関係行政機関は、相互に連携・協力しなければならない。

← 技術経営力の強化の促進の追加

4. 地方公共団体の責務(第5条)

地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を活かした自主的な施策を策定・実施する。

5. 大学の責務(第6条)

大学は、人材育成、研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努める。

国・地方公共団体は、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない。

6. 事業者の責務(第7条)

事業者は、基本理念にのっとり、研究開発及びその成果の企業化に積極的に努めるものとする。

← 技術経営力の強化の追加

7. 研究者等の確保、養成・資質の向上(第8条)

国は、研究者及び技術者の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

8. 研究開発施設の整備等(第9条)

国は、研究開発を行うための施策及び設備の整備、研究材料の供給、技術に関する情報の流通の円滑化に必要な施策を講ずるものとする。

9. 研究開発に係る資金の重点化等(第10条)

国は、国の資金により行われる研究開発の適切な評価を行い、その結果を予算の配分へ反映させること等により、資金の重点化及び効率化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

10. 連携の強化(第11条)

国は、国及び地方公共団体の試験研究機関、大学、事業者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

11. 研究成果の移転の促進(第12条)

国は、国及び地方公共団体の試験研究機関や大学における研究開発の成果の事業者への移転の促進に必要な施策を講ずるものとする。

国が技術経営力の強化の促進策を講ずる旨の追加

12. 受託研究等に係る資金の受入れ等の円滑化(第13条)

地方公共団体は、地方公共団体以外の者から提供される研究に資金の受入れ及び使用を円滑に行うための措置を講じなければならない。

13. 試験研究機関等の研究成果を活用する事業者への支援(第14条)

国及び地方公共団体の試験研究機関の研究者がその研究成果を活用する事業を実施する営利企業の役員を兼業する場合、国は当該事業者に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

14. 特定大学技術移転事業を実施する者等への国有施設の無償使用(第15条)

国はTLO法の認定を受けた者に対し、特定試験研究機関の施設を無償で使用させることができる。

15. 大学等に係る特許料等の特例(第16条)

特許庁長官は、大学等研究者、大学・高等専門学校、独立行政法人、公設試験機関、地方独立行政法人に対し、1年目～3年目までの特許料及び出願審査請求料を減免することができる。

← 特例の対象の拡大

16. 特定事業者に係る特許料等の特例(第17条)

特許庁長官は、特定事業者(一定の要件を満たす中小企業者)に対し、1年目～3年目までの特許料及び出願審査請求料を減免することができる。

日本版バイ・ドール規定・請負によるソフトウェア開発の追加

アカデミック・ディスカウントの拡大について

大学、大学等研究者に対して、審査請求料、特許料(第1～3年目)を半額に減免する制度

大学等研究者の拡大

【現行】学長、副学長、学部長、教授、助教授、講師、助手

改正内容

その他の研究に従事する職員を追加

大学等研究者
(現行)



ポストドクター
(非常勤職員等)



大学等研究者
(拡大)



共同発明

【現行】大学が大学等研究者の発明を承継した場合のみ

改正内容

大学等研究者以外の者との共同発明を減免の対象に

大学等研究者



共同発明

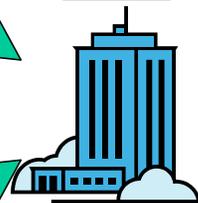
ポストドクター、学生等



権利を承継

権利を承継

大学



TLOから大学へ権利返還

【現行】減免対象とならない

改正内容

減免の対象に

TLO



返還

大学



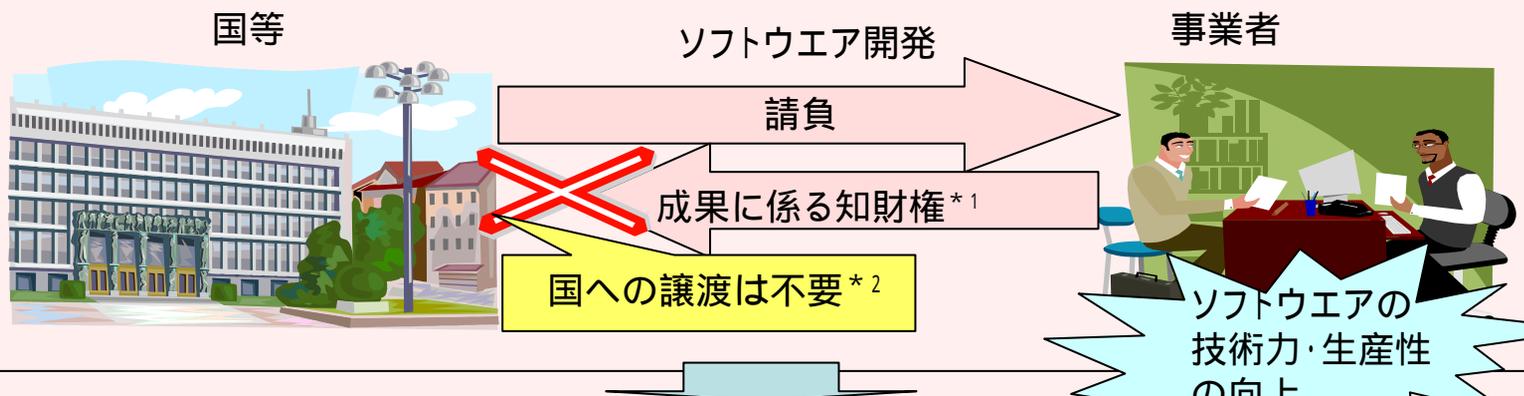
譲渡

従来から減免の対象

請負ソフトウェア開発に関するバイ・ドール制度の導入について

制度改正の内容

日本版バイ・ドール制度に請負に係るソフトウェア開発を追加



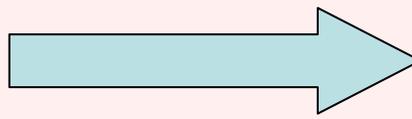
- **ソフトウェアの「委託」開発は既に対象** (研究要素が強いため)
- **「請負」開発を今回追加**

*1特許権、意匠権、プログラム・データベース著作権。ソフトウェアの設計書・マニュアルに係る著作権を政令追加する方向で検討中。

*2次の3つの事項を契約することが条件。 成果の報告、 公共の利益のために必要がある場合における無償での国等への利用許諾、 相当期間利用されていない場合における第三者への利用許諾

想定される利用例

国のシステム	活用可能な機能	民間のシステム
電子申告・申請システム(税・手数料等)	個人認証・オンライン決済	電子商取引システム
文書管理システム	起案・決裁・保管・検索・アクセス制御	文書管理システム
電子調達システム	業者登録管理・発注登録・見積り登録	購買管理システム



イノベーション・スーパーハイウェイ構想のポイント

参考

